

## 台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 台東区民設民営型学童クラブ開設整備費補助金の交付については、この要綱の定めによるほか、東京都台東区補助金等交付規則（昭和45年12月台東区規則第37号）及び補助金交付に係る法令の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この要綱は、台東区内において台東区（以下「区」という。）が設置したこどもクラブが不足する地域に開設する民設民営型の学童クラブに対して、その整備に要する経費の一部を補助することを目的とし、もって、地域における児童福祉の増進に資するものとする。

### (定 義)

第3条 この要綱において、「学童クラブ」とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業であって、台東区内に居住する小学校に在学する児童で、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童の健全な育成を図り、併せて保護者の負担の軽減を図ることを目的とする事業をいう。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、区の公募により決定した台東区内に民設民営型学童クラブを設置する事業者とする。

### (補助対象経費及び交付額)

第5条 補助の対象となる経費及び交付額は別表第1のとおりとする。ただし、他の公的制度の対象となっている事業又は他の制度により補助されている事業、及び次の各号に掲げる経費は対象から除外する。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (3) 職員の寄宿に要する費用
- (4) その他台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不相当と認める費用

2 前項の場合において、区分ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める日までに、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 当該補助事業に係る収支計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

### (交付決定)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知に際して、前項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

### (申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に教育委員会に対し、書面をもって申し出なければならない。

(交付決定の変更等の承認)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更(軽微なものを除く)しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 教育委員会は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(遂行命令)

第12条 教育委員会は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し補助事業の適正な遂行を命ずることができる。

(事業実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、教育委員会の指定する期日までに、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業の実績を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 工事に係る図面
- (2) 設計、工事及び初度調弁に係る領収証の写し
- (3) 建物の賃借に係る契約書の写し
- (4) 当該補助事業に係る収支決算(見込)書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(補助金の確定)

第14条 教育委員会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金確定通知書(第4号様式)により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金請求書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求書の提出があった場合、審査の上、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 教育委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付が不相当であると教育委員会が認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付決定取消通知書により、その返還を命ずるものとする。

4 前3項の規定は、第14条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### (違約加算金)

第17条 事業者は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助を受けた補助金の受領日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (延滞金の納付)

第18条 事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、教育委員会が定めた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (他の補助金等の一時停止等)

第19条 事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、教育委員会は相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

#### (補助金の経理)

第20条 補助事業者は、収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、教育委員会の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了の日から5年間保管しておくなければならない。

#### (財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 教育委員会は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

#### (財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、教育委員会の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第7号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (事業を廃止した場合の補助金の返還)

第23条 補助事業者は、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、第21条第2項の規定にかかわらず補助金の交付額に別表第2に定める率を乗じた額を返還しなければならない。ただし、この返還額と開設準備経費にかかる第21条第2項の納付額の合計額は、補助金交付額を上回らないこととする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第8号様式)により速やかに教育委員会に報告し、必要に応じ補助金を返還しなければならない。

2 第21条の規定は、前項の返還について準用する。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	交付額
改修費等 （開所月の前 月分の賃借料 を含む）	学童クラブを開設するために行う施設の改修、 設備の設置及び修繕、備品の購入、工事等に要 する経費並びに開所月の前月分の賃借料及びそ の賃貸借契約に係る礼金	対象経費の実支出額と 12,600,000 円を比 較していずれか少ない額
賃借料	開所前から賃貸借契約（所有権移転の条件が付 されているものを除く。）により建物を賃借し ている場合の賃借料（区の公募へ申込をした日 から事業の開始月の前々月分までのもの。敷金 を除く。）に係る費用	対象経費の実支出額とする。 ただし賃借料の月額は、施設の延床の面積 （施設の利用定員に 3.3 平方メートルを 乗じた面積を限度とする。）に 1 平方メー トル当たり 5,000 円を乗じて得た額（その 額に 10,000 円未満の端数があるときは、 これを切り捨てる。）を上限とする
学校 110 番 設置費	学校 110 番（緊急事態が発生した場合に非常用 押しボタン等の操作により電話回線を利用して 警視庁通信指令本部に通報する装置で、あらか じめ記録された音声信号を送信する機能を備 え、かつ、逆信受理電話機（通報に対する警視 庁通信指令本部からの呼び返しを受けるための 電話機をいう。）を併設するものをいう。）の 設置に要する経費	対象経費の実支出額と 300,000 円を比較 していずれか少ない額

別表第2（第17条関係）

1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
50%	40%	30%	20%	10%



第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

殿

印

### 民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった民設民営型学童クラブ施設整備費補助金について、  
下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助交付額

\_\_\_\_\_ 円

2. 補助事業

(1) 改修費等

\_\_\_\_\_ 円

(2) 賃借料（ 年 月～ 年 月分）

\_\_\_\_\_ 円

(3) 学校110番設置費

\_\_\_\_\_ 円

年 月 日

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

### 民設民営型学童クラブ施設整備費補助金実績報告書

台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金補助金交付要綱第13条の規定に基づき、民設民営型学童クラブ施設整備費補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 実績報告額

\_\_\_\_\_ 円  
補助対象期間（ 年 月から 年 月）

2. 内訳

(1) 改修費等

\_\_\_\_\_ 円

(2) 賃借料（ 年 月～ 年 月分）

\_\_\_\_\_ 円

(3) 学校110番設置費

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 収支決算（見込）書
- (2) 補助対象事業の実施が確認できる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類



第4号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

殿

印

## 民設民営型学童クラブ施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった民設民営型学童クラブ施設整備費補助金について、  
下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

1. 交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

2. 内訳

(1) 改修費等

\_\_\_\_\_ 円

(2) 賃借料（ 年 月～ 年 月分）

\_\_\_\_\_ 円

(3) 学校110番設置費

\_\_\_\_\_ 円

第5号様式（第16条関係）

年 月 日

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

### 民設民営型学童クラブ施設整備費補助金請求書

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

年 月 日付 第 号で交付額の確定があった民設民営型学童クラブ  
施設整備費補助金を請求します。なお、名義人が異なる場合は口座名義人に受領委任します。

第6号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

殿

印

民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた民設民営型学童クラブ施設整備費補助金の交付決定を、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1. 交付決定取消額（全部・一部）

円

2. 取消理由

3. 補助金の返還

納付書により、区の指定する期日までに返還すること。

年 月 日

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

### 財産処分承認申請書

民設民営型学童クラブ施設整備費補助金に係る財産処分について、台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱第22条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 1 処分の内容

財産名	処分内容	有償・無償の別	処分予定日

#### 2 処分の相手方

住所  
名称又は氏名  
使用目的

#### 3 処分理由

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた民設民営型学童クラブ施設整備  
費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還相当額（3－2）

\_\_\_\_\_ 円